

鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 吾平小学校の項通学区域の欄中「神野」の次に「 鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西」を加え、同表鶴峰小学校の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定による改正後の鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則別表の規定による小学校の通学区域の指定その他の行為は、前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前においても行うことができる。